

証券コード6718
2022年6月3日

株 主 各 位

第64回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

アイホン株式会社

連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.aiphone.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社（7社）

アイホンコーポレーション、アイホンS.A.S.、アイホンPTY、アイホンPTE.、アイホンUK、アイホンコミュニケーションズ（タイランド）、アイホンコミュニケーションズ（ベトナム）

非連結子会社

アイホンコミュニケーションズ株式会社、GEGA ELECTRONIQUE、株式会社ソフトウェア札幌

上記非連結子会社はいずれも小規模会社であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（アイホンコミュニケーションズ株式会社、GEGA ELECTRONIQUE、株式会社ソフトウェア札幌）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

なお、債券のうち「取得価額」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）により原価を算定しております。

(ロ) デリバティブ……………時価法

(ハ) 棚卸資産

製品・仕掛品・原材料……主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

補助材料……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）については、当社では定率法、連結子会社では主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

工具器具備品 2～20年

リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

当社は、金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 製品保証引当金

当社は、製品の無償修理費用に備えるため、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

製品の販売については製品の引き渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引き渡し時点で収益を認識しておりますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。なお、据付工事が付帯した製品の販売については据付工事の顧客検収時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該顧客検収時点で収益を認識しております。また、据付工事部分の収益は、履行義務の充足につれて一定期間にわたり収益を認識しておりますが、ごく短い期間の契約であるため、代替的な取扱いを適用し、原則として完全に履行義務を充足した時点である据付工事の顧客検収時点で収益を認識しております。

役務の提供に係る収益には、主に修理・保守などの業務に係る収益が含まれ、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

(ハ) 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。これにより、受取ロイヤリティについて、従来は、入金時に収益を認識する方法によっておりましたが、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利である場合は、一時点で収益を認識する方法に変更しております。また、物品販売のうち物件単位で取引価格が決定されるものについて契約における対価を独立販売価格に比例して按分しております。さらに、販売費及び一般管理費と営業外費用に計上していた変動対価及び顧客に支払われる対価を売上高から除く方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」に区分表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、「契約資産」は41百万円増加し、流動負債「その他」は36百万円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は563百万円減少し、売上原価は36百万円増加し、販売費及び一般管理費は320百万円減少し、営業利益は279百万円減少し、営業外収益は150百万円減少し、営業外費用は284百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ144百万円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は104百万円増加しております。

当連結会計年度の1株当たり純資産額は0円22銭増加し、1株当たり当期純利益は6円15銭減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

製品保証引当金

(1) 当連結会計年度に計上した金額

製品保証引当金 1,013百万円

(2) その他の情報

製品保証引当金には、無償保証に係る製品保証引当金と不具合対策に係る製品保証引当金があり、これらは過去の発生実績率や特定案件の合理的な見積りに基づき、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。

このうち不具合対策に係る製品保証引当金については、不具合に対する事実関係の確認と原因究明を行い、将来発生する修理費用の不確実性を考慮した最善の見積りに基づき計上しております。

具体的には、①「対象台数」に②「1台当たりの修理単価」を乗じて修理費用を算出し、さらに③「不具合対策の実施率」を乗じて不具合対策に係る製品保証引当金を算出しております。いずれも経営者の判断を伴う重要な仮定であり、特に、③「不具合対策の実施率」は、不具合の原因に照らして対策方針（全件対応の対策か不具合が発現した案件のみ対策等）を決定するため、相対的に不確実性が高くなります。

修理費用の見積額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定していますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって、実際の支払額が見積額と異なった場合、翌年度以降の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

5. 追加情報に関する注記

新型コロナウイルスの感染拡大の影響に関する会計上の見積り

当社グループでは、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

なお、この見積りは不確実性が高いため、今後の感染拡大により経済活動への影響が深刻化、長期化する場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 13,666百万円

(2) 受取手形裏書譲渡高 28百万円

(3) 土地の再評価

当社は土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

② 再評価を行った年月日……………2002年3月31日

③ 再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……△173百万円

なお、再評価後の帳簿価額のうち215百万円は、投資その他の資産の「その他」に含まれております。

7. 連結損益計算書に関する注記

(1) 固定資産売却益

主に経営資源の有効活用等を目的とした名古屋市土地の売却によるものであります。

(2) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失額
イギリス ロンドン	事業用資産	リース資産	65百万円

時価の著しい下落及び固定資産の使用状況に鑑み、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、事業用資産については、当初想定していた収益がいまだ実現しておらず、将来キャッシュ・フローの見積りを行った結果、収益力の回復が見込めなかったことによりま

す。
事業用資産については、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として、相互補完的な関係を考慮しグルーピングしております。また、賃貸不動産（投資不動産）については物件ごとにグルーピングし、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングしております。

上記の資産については、使用価値により測定していますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値が見込めないため、回収可能価額を零として算定しています。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	18,220,000株	—	—	18,220,000株
合 計	18,220,000株	—	—	18,220,000株
自己株式				
普通株式	1,877,971株	2,016株	—	1,879,987株
合 計	1,877,971株	2,016株	—	1,879,987株

(注) 自己株式の数の増加は、譲渡制限付株式報酬の無償取得1,455株及び単元未満株式の買取り561株による増加分であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	653百万円	40円	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月2日 取締役会	普通株式	571百万円	35円	2021年9月30日	2021年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当金の効力発生日が当連結会計年度後となるもの
2022年6月29日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
普通株式	915百万円	利益剰余金	56円	2022年3月31日	2022年6月30日

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等及び安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については自己資本の充実を図り無借金経営を行う方針であります。

投資有価証券の株式は業務上の関係を有する企業の株式であり、これらに係る市場価格の変動リスクに関しては、定期的に時価を把握する体制としております。また、債券に係るデフォルトリスクを回避するため格付けを考慮して分散を図るとともに、金利変動リスクを回避するため5年を超える長期の投資は行わず、ラダー型運用による利率の平準化を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位 百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券(注2)	7,773	7,773	—
資産計	7,773	7,773	—

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「電子記録債務」、「買掛金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位 百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	935

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
株式	4,724	558	—	5,283
債券	—	2,100	—	2,100
資産計	4,724	2,658	—	7,383

(注1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という。)第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上記時価には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は389百万円であります。

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式は当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としており、市場の活発性に基づき主にレベル1に分類しております。債券は市場価格、取引金融機関から提示された価格又はモデルに基づき算定された価格によっており、公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位 百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	日本	北米	欧州	計		
物品販売	32,905	7,146	3,936	43,989	907	44,897
据付工事が付帯した物品販売	5,809	—	—	5,809	—	5,809
役務の提供	1,233	33	13	1,280	4	1,284
顧客との契約から生じる収益	39,949	7,179	3,950	51,079	911	51,991
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	39,949	7,179	3,950	51,079	911	51,991

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、オーストラリア及びシンガポールの現地法人の事業活動を含んでいます。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、戸建住宅向けシステム、集合住宅向けシステム、医療・福祉施設向けシステム、オフィス・公共施設向けシステム等の電気通信機器の製造・販売を主な事業としております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

履行義務を充足した後の通常の支払期限は、1か月～6か月であります。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き額等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

据付工事を伴わない物件に対しては、セットで商品を販売することがあります。これらの商品は独立して販売していないため、社内取引価格にマークアップ率を加算することにより独立販売価格の見積りを行っております。取引価格は、販売価格を当該独立販売価格の比率に基づいて、それぞれの商品に配分して算定しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位 百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	11,631
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	11,610
契約資産（期首残高）	150
契約資産（期末残高）	41
契約負債（期首残高）	238
契約負債（期末残高）	263

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は139百万円であります。

契約資産は、主に据付工事にかかる請負契約等（ごく短い期間の契約を除く）について、進捗率の測定に基づいて認識した収益に関する未請求の対価であります。契約資産は、顧客検収時点で売掛金へ振替えられます。

契約負債は、主に保守サービス契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1.1. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 3,422円87銭

(2) 1株当たり当期純利益 258円64銭

1.2. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式……………移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等……………移動平均法に基づく原価法

なお、債券のうち「取得価額」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）により原価を算定しております。

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産

製品・仕掛品・原材料……………総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

補助材料……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

……………定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～47年

工具器具備品 2～20年

② リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

製品の無償修理費用に備えるため、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

製品の販売については製品の引き渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引き渡し時点で収益を認識しておりますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。なお、据付工事が付帯した製品の販売については据付工事の完了時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、据付工事の完了時点で収益を認識しております。

役務の提供に係る収益には、主に修理・保守などの業務に係る収益が含まれ、履行義務が一時で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり収益を認識しています。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。これにより、受取ロイヤリティについて、従来は、入金時に収益を認識する方法によっておりましたが、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利である場合は、一時点で収益を認識する方法に変更しております。また、物品販売のうち物件単位で取引価格が決定されるものについて契約における対価を独立販売価格に比例して按分しております。さらに、販売費及び一般管理費と営業外費用に計上していた変動対価及び顧客に支払われる対価を売上高から除く方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社短期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「関係会社短期貸付金」は44百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

製品保証引当金

(1) 当事業年度に計上した金額

製品保証引当金 1,006百万円

(2) その他の情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 追加情報に関する注記

新型コロナウイルスの感染拡大の影響に関する会計上の見積り

当社では、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

なお、この見積りは不確実性が高いため、今後の感染拡大により経済活動への影響が深刻化、長期化する場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,689百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示されたものを除く）

短期金銭債権 1,222百万円

短期金銭債務 1,235百万円

(3) 保証債務

以下の関係会社の仕入債務に対し、債務保証を行っております。

アイホンコミュニケーションズ（ベトナム） 21百万円

(4) 取締役及び監査役に対する金銭債務
短期金銭債務 8百万円

(5) 受取手形裏書譲渡高 28百万円

(6) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

② 再評価を行った年月日……………2002年3月31日

③ 再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……△173百万円

なお、再評価後の帳簿価額のうち215百万円は、投資その他の資産の「その他」に含まれております。

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高
営業取引（売上高） 6,555百万円
営業取引（仕入高等） 13,839百万円
営業取引以外の取引 176百万円

(2) 研究開発費の総額 3,194百万円

(3) 固定資産売却益

主に経営資源の有効活用等を目的とした名古屋市土地の売却によるものであります。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首	増 加	減 少	当 事 業 年 度 末
普 通 株 式	1,877,971株	2,016株	－	1,879,987株

(注) 自己株式の数の増加は、譲渡制限付株式報酬の無償取得1,455株及び単元未満株式の買取り561株による増加分であります。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位 百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	0
棚卸資産	496
未払賞与	350
未払費用	69
未払事業税	86
未払事業所税	8
製品保証引当金	308
退職給付引当金	51
未払役員退職金	42
減価償却費	1,716
投資有価証券評価損	255
会員権評価損	21
その他	213
繰延税金資産小計	3,621
評価性引当額	△518
繰延税金資産合計	3,103
繰延税金負債	
圧縮記帳準備金	△2
その他有価証券評価差額金	△895
その他	△28
繰延税金負債合計	△926
繰延税金資産の純額	2,176
再評価に係る繰延税金資産	212
評価性引当額	△212
再評価に係る繰延税金負債	△118
再評価に係る繰延税金負債の純額	△118

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 10. 収益認識に関する注記 (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金	事業の内容 または職業	議決権の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	アイホンコミュニケーションズ (タイランド)	タイ チョンブリー県	350 百万バーツ	製造業	所有 直接 100.0%	当社製品の 生産	製品・半製 品の購入等	7,560	買掛金 未払金	782 3
子会社	アイホンコミュニケーションズ (ベトナム)	ベトナム ビンズオン省	18 百万米ドル	製造業	所有 直接 100.0%	当社製品の 生産、資金 の貸付	製品・半製 品の購入等 資金の貸付(注2) 貸付金の回収 利息の受取	5,779 1,238 45 25	買掛金 関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金 流動資産[その他] (未収収益)	397 1,395 293 15
子会社	アイホンコーポレーション	アメリカ ワシントン州	82,500 米ドル	卸売業	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売	製品の販売等	4,012	売掛金	527

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金 または 出資金	事業の内容 または職業	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	石田喜樹	—	—	当社監査役	被所有 直接0.0% 間接0.0%	特許出願に 関する手続等	弁理士報酬 等の支払	19	未払金	8

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

弁理士報酬については、一般的な取引条件を考慮しながら、交渉の上で決定しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,813円60銭

(2) 1株当たり当期純利益 215円70銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。